

まちづくり条例住民説明会 開催報告



西岡委員（東祖谷地区）

三好市まちづくり条例を考
える市民委員会から、これま
で市内6地区で開催してきた
「市民の意見を聞く会」での
意見も踏まえて、まちづくり
の基本方針や条例に盛り込む
べき事項など、市民委員会
の検討結果をまとめた報告書
が市長に提出されました。
市ではこの報告書をもとに、
具体的な条文の検討に入る予
定ですが、その前に市民委員
会で提案された内容について、
市民への説明と意見交換の場
を設けることとしました。

6月16日（木）は東祖谷地
区において市民委員の西岡委
員から、6月17日（金）は西
祖谷地区において市民委員の
杉本委員からそれぞれ議論の
経過や報告書の概要について

説明したあと、企画財政部長
など市担当者も交えて、意見
交換を行いました。

参加者からは次のような質
問があり、それぞれ説明しま
した。

Q1

協働の仕組みの中で
「行政は自治会などの
地域団体を育成し、その活動
を支援する」、「行政はまちづ
くりの担い手や市民活動団体
の育成に努めなければならな
い」という項目について、具
体的な支援をどう行っていく
のか。

A1

まちづくり条例では、
細かな支援内容まで盛
り込むことはできませんが、
条例に定めることによって市
に対して施策の推進を求める
ことができます。また必要に
応じて、別の条例を制定する
など、まちづくり条例を実効
性のあるものにしていくこと
が必要です。まちづくり条例
を制定して終わりではなく、
市民が条例の内容に関心を持
ち、よりよいまちづくりを進



杉本委員（西祖谷地区）

めるために、どんどん活用し
ていくことが大切になってき
ます。

Q2

高齢者に関する項目が
見られないので、盛り
込んで欲しい。

A2

議論されなかった項目
であり、今後の審議会
において議論を進めたいと思
います。

Q3

「定住できる環境づく
り」という項目が掲げ
られているが、具体策を条例
に書くのか。

A3

まちづくり条例に具体
策を書き込むことはで
きませんが、「定住できる環
境づくり」を条例に盛り込ん
でおけば、行政は定住できる

環境づくりを念頭に置いて事
業を進めることが必要となっ
てきて、具体策については必
要に応じて別に条例を定め
たり、計画を定めたりするこ
とになってきます。

今回の東祖谷地区・西祖谷
地区説明会を皮切りに、市内
6地区で住民説明会を開催し
ていきます。第3回以降の説
明会の様子については、シ
リーズ第9弾で報告させても
うります。

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202

kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp